平成２２年（フ）第１５８８号
広島県安芸郡熊野町萩原10丁目17番６号
債務者　山根　慎一
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣島　敦隆
4　破産債権の届出期間　平成22年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９０号
岐阜市朝霧町３番地　朝霧ビル506号、前住所宮崎市大字小松1203番地65
債務者　杉田由貴江（旧姓橋口）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　公利
4　破産債権の届出期間　平成23年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５１号
鳥取県鳥取市若葉台南５丁目４番16号
債務者　堀田　恭子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　康明
4　破産債権の届出期間　平成23年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５５号
北海道旭川市永山２条21丁目２番28号　サニーパレス永山203号室
債務者　飯田　一志
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　義尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月２日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８０号
北海道旭川市豊岡12条５丁目３番１号ウォーターリップⅢ102号室
債務者　菊地　公一
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　義尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月３日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９０号
北海道旭川市東光２条１丁目２番２号
債務者　冨澤　葉子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　万字　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年２月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第１０７号
新潟県上越市木田１丁目15番44号
債務者　酒井　貴子（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２７８７号
福岡市西区城の原団地23番203号
債務者　**赫**野　美幸
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４０４号
北海道北斗市東浜１丁目16番31―301号
債務者　山上　裕明
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５６０号
函館市上野町５番１号
債務者　相馬　幸男
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２８１号
山形県上山市高野字高野原102番地の６
債務者　齋藤　秀人
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５３号
山形県寒河江市大字中郷1933番地の21
債務者　栗田　昌輔
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６５号
山形県尾花沢市大字鶴子560番地
債務者　伊藤　博子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２３号
岡山県倉敷市西阿知町西原711番地１パレスエムＡ―102号
債務者　藤田　副香
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４２９号
岡山県倉敷市玉島道越241番地１
債務者　平　　博恵
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２７５号
群馬県館林市諏訪町1049番地の３　青柳県営住宅1981Ｃ―42
債務者　金子　　進
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
前橋地方裁判所太田支部